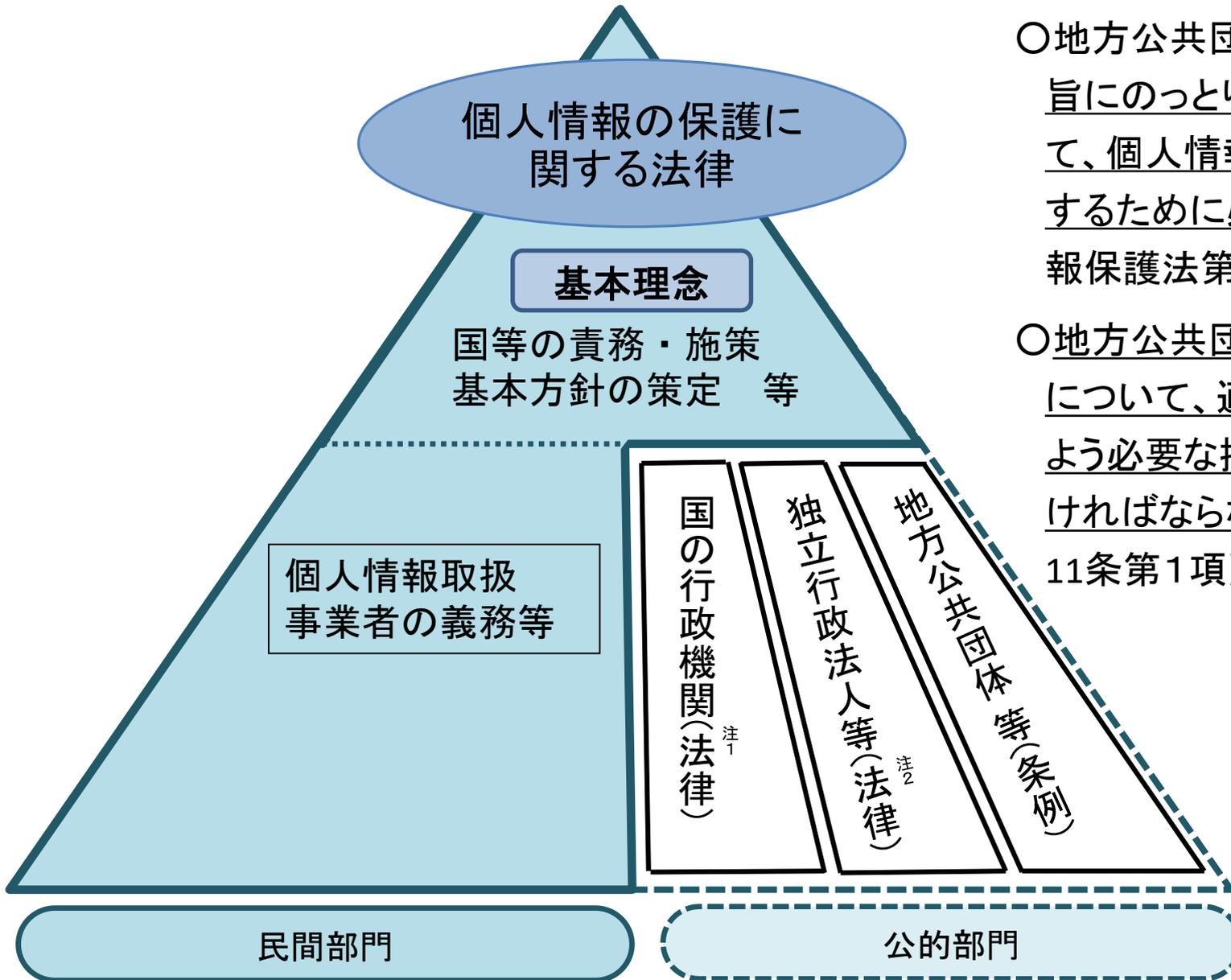


個人情報保護に関する法体系のイメージ



○地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施(個人情報保護法第5条)

○地方公共団体が保有する個人情報について、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない(個人情報保護法第11条第1項)

(注1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(注2) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

個人情報保護法制化検討時の条例制定の状況

個人情報の保護については、平成11年に成立した住民基本台帳法一部改正法の附則第1条第2項に、「法律の施行に当たって、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」との規定が追加されたことを受け、平成11年に個人情報保護システムの在り方についての検討が始まったが、当時、既に半数程度の地方公共団体が個人情報保護に関する条例を制定するなど、地方公共団体が自主的に個人情報保護施策に取り組んでいた。

《条例の制定状況》

検討開始時	(平成11年)	都道府県	48.9%	市区町村	46.1%
法成立時	(平成15年)	都道府県	100%	市区町村	73.6%
法全面施行時	(平成17年)	都道府県	100%	市区町村	98.0%

《法制化検討以前の経緯》

- 昭和59年 福岡県春日市が、個人情報保護条例を制定
- 昭和60年 川崎市が、個人情報保護条例を制定
- 昭和63年 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を制定

行政機関個人情報保護法の改正の概要

【個人情報保護法等の改正】

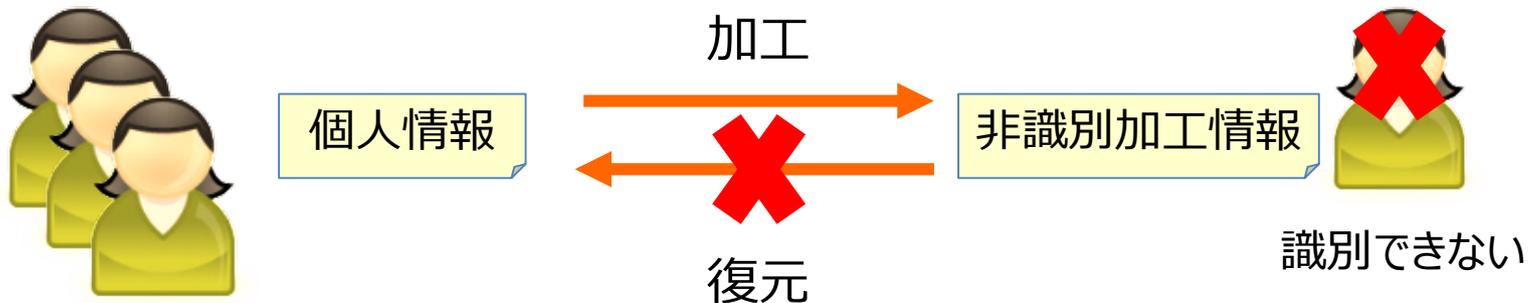
- 情報通信技術の飛躍的な進展は、ビッグデータの収集・分析を可能とし、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待。同時に、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者による利活用の躊躇が生じているとの指摘。
- こうした状況を背景として、**個人情報保護法等改正法が平成27年9月に公布（平成29年5月30日施行）**。また、**行政機関個人情報保護法等改正法が平成28年5月に公布（平成29年5月30日施行）**。

【具体的な改正内容】

- ・ **個人情報の定義の明確化**
個人識別符号（指紋・顔認識データ、旅券番号等）
- ・ **要配慮個人情報の取扱いの規定**
要配慮個人情報（人種、信条、病歴等）について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載
- ・ **行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入**
 - ① 非識別加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の定義を規定
 - ② 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、非識別加工情報を作成・提供
 - ③ 非識別加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める
 - ④ 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
 - ⑤ 非識別加工情報の適正な取扱いを確保するための規律（情報項目の公表等）を整備
- ・ **非識別加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管**

■ 非識別加工情報の作成

- 非識別加工情報を作成するためには、個人情報保護委員会が定めた非識別加工情報の作成に関する基準に従って、適切な加工を行う必要



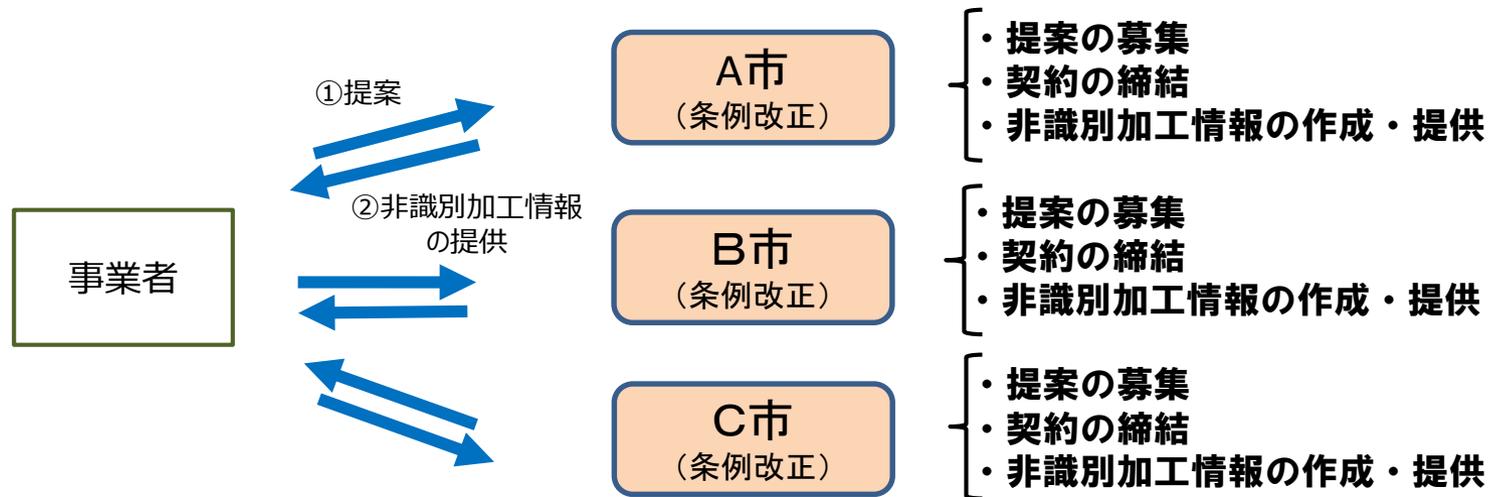
非識別加工情報の作成に関する基準

- ①特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること
- ②個人識別符号（例：マイナンバー、運転免許証番号）の全部を削除すること
- ③個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること
- ④特異な記述等（例：年齢116歳）を削除すること
- ⑤上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること

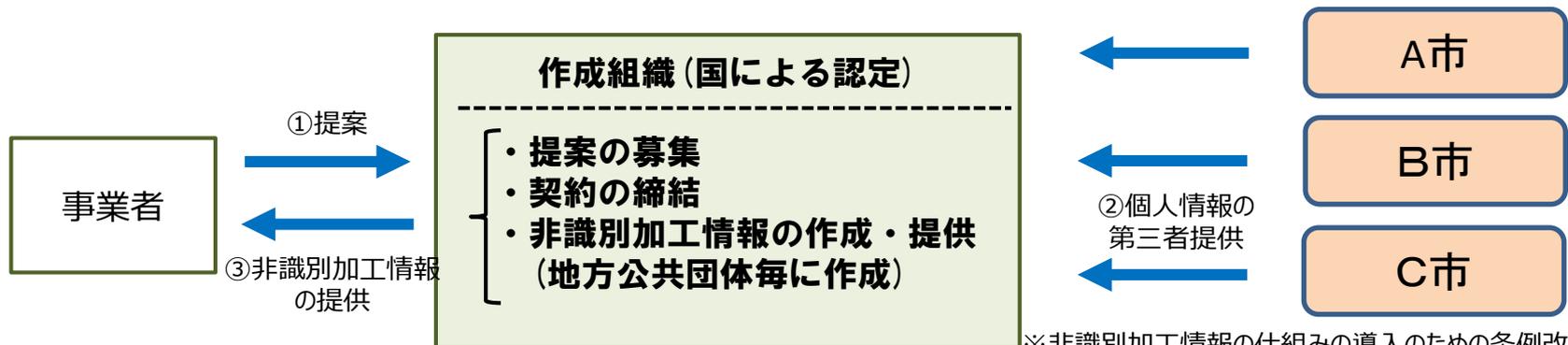
「作成組織」と「条例」による非識別加工情報の作成・提供について

○ 作成組織の仕組みは、データを活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減を図るため、地方公共団体とは別の組織である作成組織において、非識別加工情報の作成・提供等を行うことが適当であることから、検討を進めてきたもの。

条例に基づく作成・提供の仕組み



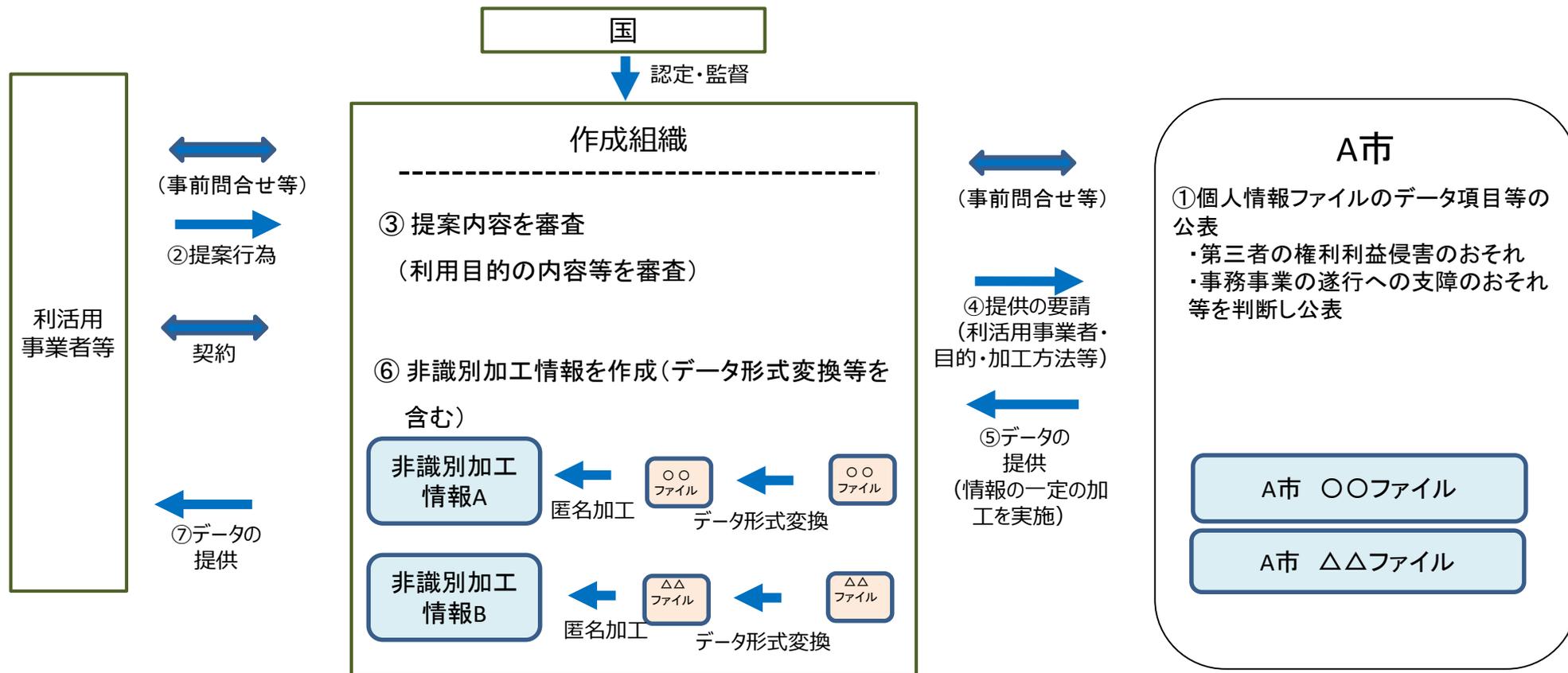
作成組織による作成・提供の仕組み



※非識別加工情報の仕組みの導入のための条例改正は不要

作成組織を通じた非識別加工情報の作成・提供についての流れ

- ① 地方公共団体は、個人情報ファイルに記録されるデータ項目等について公表
(第三者の権利利益侵害のおそれのあるファイルは公表対象外)
- ② 利活用事業者等は、作成組織に対して非識別加工情報の作成・提供に関する提案を実施
- ③ 作成組織において、②提案内容について、利用目的や適正管理等の内容を審査
- ④ 作成組織より、地方公共団体に対し、②提案に対応する個人情報の提供を要請(利活用事業者・利用目的・適正管理等を明示)
- ⑤ 地方公共団体は、該当する情報について、一定の加工を実施した上で、作成組織に提供
- ⑥ 作成組織において、非識別加工情報を作成(地方公共団体から提供を受けた個人情報ファイル毎に匿名加工を実施)
- ⑦ 利活用事業者等に対して、非識別加工情報を提供(作成組織と利活用事業者間の契約において、非識別加工情報の二次流通の制限等、適正な利用を確保)



作成組織の在り方について

- 有識者検討会では、作成組織の認定基準、加工基準や安全管理措置等の規律、地方公共団体からの情報の提供等、法制上の措置を講じることが想定される論点について、検討を重ね、中間とりまとめを行ったもの。
- 作成組織については、今回整理した法制的な論点に加え、事業採算性等の実効性を検証し、その結果を踏まえ必要な措置を講じる必要があり、現在「作成組織における事業採算性等に関するワーキンググループ」(以下「WG」という。)において、検討を行ったところ。
- 今後のWGの検討結果も踏まえ、中間とりまとめの内容に関する具体的な措置について、引き続き検討を行う。

中間取りまとめ(案)の骨子

第1 地方公共団体の保有する個人情報の非識別加工情報に関する施策

第2 作成組織

1 対象情報

- (1) 非識別加工情報の作成対象情報
- (2) 作成組織における対象情報の範囲の考え方

2 認定

- (1) 作成組織の認定
- (2) 主な認定基準

3 規律

- (1) 作成組織における提案の募集
- (2) 作成組織における加工基準
- (3) 作成組織における安全管理措置
- (4) 具体的な情報セキュリティ基準
- (5) 非識別加工情報の識別行為の禁止
- (6) 従業者等の義務
- (7) 作成組織に提供された情報の取扱い
- (8) 苦情の適切な処理
- (9) 関係地方公共団体等に対する通知
- (10) 利活用事業者に対する規制
- (11) 作成組織が作成する非識別加工情報の利用料

第3 地方公共団体からの対象個人情報の提供等

- 1 地方公共団体からの作成組織に対する個人情報の提供
- 2 地方公共団体から作成組織に個人情報を提供する際の加工
- 3 地方公共団体におけるデータ項目等の公表
- 4 意見書提出の機会の付与
- 5 その他

第4 監督

- 1 作成組織に対する監督
- 2 作成組織の認定、監督の主体

第5 その他

- 1 個人情報に係るデータ形式
 - (1) 地方公共団体からの個人情報の収集におけるデータ形式
 - (2) 将来的な方向性
- 2 「匿名加工医療情報」との関係
- 3 作成組織における非識別加工情報の提供と各団体の条例における非識別加工情報の関係

想定される活用事例

1. 保育児童台帳の利活用事例	インターネットポータルサイト運営者等から提案を受け、市町村が保有する保育児童台帳を非識別加工して提供。
2. 畜犬登録ファイルの利活用事例	ペット用品を販売する事業者から提案を受け、市町村が保有する畜犬登録ファイルを非識別加工して提供。
3. 農地基本台帳の利活用事例	農機販売会社等から提案を受け、市区町村が保有する農地基本台帳を非識別加工して提供。
4. 公営住宅入居者ファイルの利活用事例	スーパーマーケットやコンビニエンスストアから提案を受け、都道府県及び市区町村が保有する公営住宅入居者情報ファイルを非識別加工して提供。
5. 介護保険ファイルの利活用事例	タクシー会社から提案を受け、市区町村が保有する介護保険ファイルを非識別加工して提供。
6. 健診情報の利活用事例	衣料品メーカーから提案を受け、市区町村が保有する健康診断ファイルを非識別加工して提供。

※第五回検討会ヒアリング資料

『地方公共団体の非識別加工情報の想定される活用事例について』を基に総務省作成

非識別加工情報の活用に関する現状

① 民間事業者

匿名加工情報の作成実績: 380社以上(調剤薬局、健保組合等)(H30年度末)

② 府省・独立行政法人

- ・ 20行政機関及び130独立行政法人等において、平成30年度、提案募集が実施され、7件の提案がなされた。
- ・ 非識別加工情報の提供実績は確認されていない。

③ 地方公共団体

- ・ 7団体が条例を見直し、非識別加工情報の仕組みを導入。
- ・ 地方公共団体において、非識別加工情報の提供実績は確認されていない。

(参考)「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」(平成31年4月個人情報保護委員会)(抜粋)

5. 検討の方向性

(1) 匿名加工情報制度

匿名加工情報については、既に一定程度の活用が進みつつあるところであるが、企業アンケート結果にあった、利用方法が分からない、自社データへのニーズがあるのか分からない、分析するための人材がない、レピュテーションリスク等といった意見は、いずれも、具体的な匿名加工情報の利活用モデルについて、必ずしも企業が把握できていないことも大きな背景の一つと考えられ、委員会として、引き続き、具体的な利活用モデルやベストプラクティス等を発信していくことが重要である。

閣議決定文における位置づけ

○ 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(1) 次世代型行政サービスの構築を通じた効率と質の高い行財政改革の推進

① デジタル・ガバメントによる行政効率化

(地方自治体のデジタル化の推進)

地方自治体が保有するデータについて、個人情報保護を徹底しつつ、その活用方策の考え方を2019年度内に整理し、自治体におけるデータ活用の取組を推進する。

(参考) 規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)

II 分野別実施事項

6. 投資等分野

(9) 官民データ活用と電子政府化の徹底

地方自治体の保有するデータの活用

地方自治体が保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程(立法措置か条例整備かの整理等を含む。)を明確化する。その工程に基づき、その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置(作成組織の整備を含む。)の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。

それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

【実施時期】

工程の明確化は平成30年度上期措置。平成30年度に立法措置の在り方について検討・結論。

平成31年度措置